

「交通死亡事故多発注意報」の発令について

(一社) 愛媛県交通安全協会

1 趣旨	1月15日から1月18日までの4日間に、県内で3件の交通死亡事故が発生したため、県警交通部長から「交通死亡事故多発注意報」(注参照)が発令されました。 県民の皆様は、下記の注意事項に留意して交通事故の防止に努めて下さい。			
2 発令日	平成30年1月19日(金)			
3 対策期間	平成30年1月19日(金)から1月24日(水)までの6日間			
4 発令区域	県内全域			
5 交通死亡事故の発生状況	○ 発生状況(平成30年1月15日～1月18日)			
	No.	発生日時・場所	道路・事故類型	
	1	1/15(月)6時50分頃 東温市下林	・県道 ・軽四乗用×歩行者	歩行者 86歳 女性 死亡
	2	1/15(月)6時56分頃 西条市北条	・臨港道路 ・普通乗用×普通二輪	普通二輪 19歳 男性 死亡
3	1/18(木)19時32分頃 宇和島市丸の内1丁目	・国道 ・軽四貨物×歩行者	歩行者 64歳 女性 死亡	
6 その他	○「交通死亡事故多発注意報」は、本年1回目。			

● 加害者とならないために

- ◇ See(よく見る)、Stop(止まる)、Slow(徐行する)の3Sの精神で、緊張感を持った運転を心がけましょう。
- ◇ 横断歩道以外でも、横断しようとする歩行者や自転車がいないか注意し、ゆずりあいの精神で、特に、高齢の方や子供さんに優しい運転を心がけましょう。
- ◇ 速度の出し過ぎに注意し、特に交差点や曲がり角、カーブ手前では十分に減速して、安全な速度で進行しましょう。

● 被害者とならないために

- ◇ 道路を横断するときは、遠回りでも横断歩道や自転車横断帯を渡りましょう。
踏切も道路も横断を始める時には、まず止まり、右左をしっかりと確認してから横断し、横断途中、左から進行してくる車両の安全確認も確実に行きましょう。
- ◇ 反射材は常に身につけ、早朝や夕暮れ時以降の外出はできる限り明るく目立つ服装を着用しましょう。



(注)「交通死亡事故多発注意報」等とは？

県内において交通死亡事故が連続的かつ、集中的に発生した場合において、発生状況に応じて段階的に「①注意報」(発令者 県警交通部長)、「②警報」(発令者 県警本部長)又は「③緊急事態宣言」(発令者 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長 愛媛県知事)が発令され、県民の交通安全意識を注意喚起し、早期に交通死亡事故多発傾向の抑止を図るものです。

① 交通死亡事故多発注意報

- 7日以内に3件以上の死亡事故が発生したとき、県警交通部長から発令されます。
- 指定地域で、指定日において、主として広報啓発活動を推進します。

② 交通死亡事故多発警報

- 9日以内に4件以上の死亡事故が発生したとき、県警本部長から発令されます。
- 指定地域で、指定日における広報啓発活動を推進します。警察では交通取締りが強化されます。

③ 交通死亡事故多発緊急事態宣言

- 10日以内に5件以上の死亡事故が発生したとき、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長(愛媛県知事)から発令されます。
- 発令日から10日間、県内全域で関係機関団体と協働した抑止対策を推進します。

